

「法務年鑑 保護局」 から学ぶ

令和2年8月5日

東灘区保護司会
和田道夫



保護局 重要施策

H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
保護観察の充実強化									
重大再犯の防止策について									
自立更生促進センター構想の推進		自立更生促進センター及び就業支援センターの運営				自立更生促進センター及び就業支援センターの運営			
					薬物事犯者に対する処遇の充実強化について				
刑務所出所者等に対する就労支援について		更生保護就労支援モデル事業の開始		更生保護就労支援モデル事業等について			就労支援の推進(1)更生保護就労支援事業等		
				刑務所出所者等就労奨励金支給制度について		就労支援の推進(2)刑務所出所者等就労奨励金支給制度			
更生保護事業の健全な発達の促進等		更生保護事業の適切な運営等について					住居確保支援の推進(1)更生保護事業の適切な運営等について		
		NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について					住居確保支援の推進(2)NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について		
						高齢者・障害のある者等への支援の充実			
						地方公共団体と連携した再犯防止の推進			
犯罪予防活動の推進について						犯罪予防活動の推進			
保護司及び保護司組織の充実強化について			保護司の安定的確保について			保護司の安定的確保			
民間協力組織の強化について									



刑務所出所者、高齢者、障害者を重点に。

1 保護観察の充実強化

平成21年

犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法の整理統合、保護観察における遵守事項の整理及び充実等を内容とする**更生保護法(平成20年6月施行)**の適正な運用に努めた。

また、保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための**専門的処遇プログラム**の実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対する**しよく罪指導**の実施、覚せい剤事犯仮釈放者等に対する自発的意思に基づく**簡易薬物検出検査**等を実施した。

さらに、**主任官以外の代理官を指名**しての保護司に対する相談・支援体制の充実強化、保護観察官の往訪等による保護観察対象者に対する直接的な指導や保護司との協議の積極化等、処遇における**保護観察官の直接的関与を強化**するなどして処遇の一層の充実を図るとともに、保護観察中の所在不明者に関し、**警察との協力体制による所在調査の充実強化策**に取り組んだ。

平成30年

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための**専門的処遇プログラム**の実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対する**しよく罪指導**の実施、覚せい剤事犯者等に対する自発的意思に基づく**簡易薬物検出検査**、スーカ行爲等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する**警察との連携**、**担当保護司の複数指名**等を実施している。

また、平成27年6月から、**社会貢献活動**を特別遵守事項に定めて実施する運用を開始している。

さらに、保護観察対象者に対し特性に応じた効果的な指導・支援を行うための**アセスメント・ツール**(CFP: Case Formulation for Probation)を開発し、平成30年10月から試行している。



少年に関する記述

H21～30年

観察課

2 仮釈放・仮退院

(3) 少年院からの仮退院

・・・短期処遇を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

3 保護観察

(2) 保護観察の充実強化に関する措置

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。平成21年の保護観察開始人員は3,665件となっている。

ク 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関(少年鑑別所, 少年院, 児童相談所, 児童自立支援施設等), 教育関係機関(教育委員会, 高等学校, 中学校, 小学校等)又は警察関係機関との連絡協議会が開催され, 保護観察所の職員が出席した。・・・

毎年同内容



BBS会に関する記述

H21年

重要施策の概要

8 民間協力組織の強化について

更生保護法人役職員，更生保護女性会，BBS会及び協力雇用主等の民間協力者及びその組織との連携を強化し，その活動の一層の充実を図るため，研修会及び協議会を多数回実施した。

H29まで記述

更生保護振興課

4 第50回BBS会員中央研修会

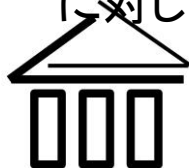
BBS会員中央研修会は，都府県BBS連盟において組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し，今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう，必要な知識及び技能を修得させることを目的として，平成21年11月22日から同月23日まで，東京都・国立オリンピック記念青少年センター及び更生保護会館において開催された。全国から54人のBBS会員が参加し，ベテランBBS会員による講義や，「これからのBBS運動について」をテーマに，グループ討議等が行われた。

毎年同内容

5 地方別BBS会員研修会

H21・22に記述

地方別BBS会員研修会は，BBS会において**中堅又は指導的立場にあるBBS会員**に対し，BBS運動の遂行及び会の運営上必要な知識及び技能を習得させるとともに，その人格識見の向上を図り，BBS運動の充実発展に資することを目的として，各地方別実施された。平成21年度の実施状況は，次の表のとおりである。



重要施策の概要 記述なし

H30は記述なし

更生保護振興課 5 第59回BBS会員中央研修会

毎年同内容

BBS会員中央研修会は、地区BBS会において組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、平成30年9月29日から同月30日まで、東京都・国立オリンピック記念青少年センターにおいて開催された。全国から50名のBBS会員が参加し、「今、子ども・若者の現状と課題をどう見るか」をテーマに講演が行われ、「非行少年等の再非行を防止するために、BBSが取り組めること」等をテーマにグループ協議等が行われた。

6 更生保護女性会・BBS会新会員研修

H23以降記述

平成23年度から導入された、「更生保護女性会・BBS会新会員研修」は、地区更生保護女性会又は地区BBS会に**新たに入会した会員を対象**として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした研修であるが、平成30年度も引き続き各保護観察所において実施された。

BBS会への施策？



ここ10年 刑務所出所者、高齢者、障害者を重点に

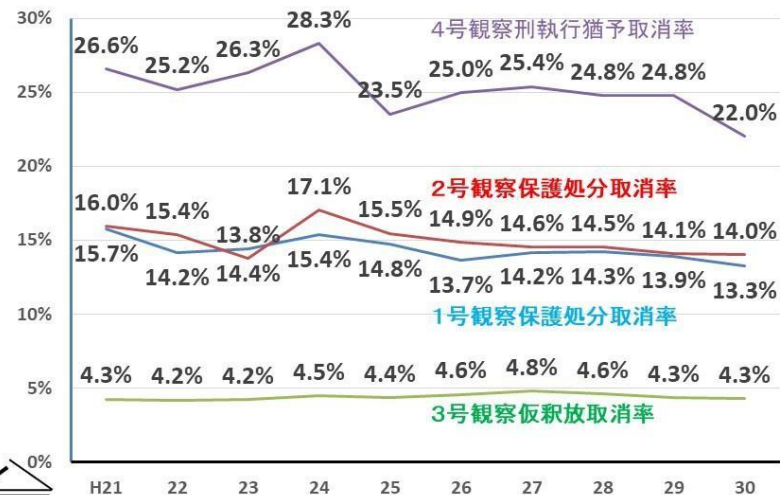
保護観察対象者、保護観察の期間および人員

保護観察対象者	保護観察の期間	保護観察開始人員 平成30年(人)
1号観察 保護観察処分少年 家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間	12,945
2号観察 少年院仮退院者 少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで	2,146
3号観察 仮釈放者 刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間	12,299
4号観察 保護観察付執行猶予者 裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間	3,455
5号観察 婦人補導院仮退院者 婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間	-
合計		30,845



保護統計 1 保護観察の開始及び終了人員等累年比較

保護観察修了者の処分取消率推移



保護統計2018 25 保護観察終了者の終了事由・終了時状況別 累年比較

少年保護観察者に「寄り添う」活動？



参考 データ

	H21	H30	H30/H21	
総務課				
保護司・更生保護法人役員等の表彰				
叙勲	234	237	1.01	
藍綬褒章	231	269	1.16	
法務大臣表彰	1,500	999	0.67	
常時恩赦				
処理相当総数	41	19	0.46	
医療観察				
生活環境調査事件開始件数	315	308	0.98	
生活環境調整事件(居住地)開始件数	210	246	1.17	
精神保健観察事件開始件数	217	257	1.18	
犯罪被害者等施策				
意見等聴取制度 意見聴取件数	279	313	1.12	
心情等伝達制度 加害者に伝達件数	83	180	2.17	
更生保護における被害者等通知制度				
仮釈放等心理通知件数	2,497	4,201	1.68	
保護観察中処遇状況等通知件数	2,288	7,134	3.12	
相談・支援件数	1,176	1,443	1.23	
更生保護振興課				
社会を明るくする運動				
作文コンテスト参加者	191,993	337,354	1.76	
地方推進委員会関係参加者合計	2,100,327	3,228,710	1.54	(H22)
全国保護司実数	48,851	47,245	0.97	
更生保護事業を営む者				
団体数	167	168	1.01	
更生保護施設数	103	103	1.00	
収容定員	2,310	2,385	1.03	
収容保護商況				
総数実人員	7,947	7,906	0.99	
総数延人員	624,039	606,631	0.97	
更生保護事業関係予算				
更生保護委託費(千円)	4,196,946	5,279,450	1.26	
更生保護事業費補助金(千円)	250,060	394,387	1.58	



観察課				
仮釈放・仮退院				
生活環境調整の開始人員	46,264	38,510	0.83	
仮釈放審理開始人員	16,557	13,053	0.79	
仮釈放決定人員	15,030	12,273	0.82	
仮釈放率(%)	49.2	58.5	1.19	
仮釈放期間(月)	4.6	4.2	0.91	
少年院からの仮退院審理開始人員	3,999	2,145	0.54	
少年院からの仮退院決定人員	3,913	2,177	0.56	
保護観察				
開始人員				
総数	48,488	30,845	0.64	
保護観察処分少年	26,094	12,945	0.50	
少年院仮退院者	3,869	2,146	0.55	
仮釈放者	14,854	12,299	0.83	
保護観察付執行猶予者	3,671	3,455	0.94	
類型別処遇制度				
無職等対象者(%)	13.3	19.3	1.45	
覚せい剤事犯対象者(%)	7.4	14.4	1.95	
短期保護観察	3,665	1,582	0.43	
交通短期保護観察	9,908	4,434	0.45	
社会貢献勝戸津参加人員	3,726	2,488	0.67	(H28)

